広島市告示第１８１号

平成２９年 ４月 １日

　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号）第１５条第１項の規定により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を行わせることとしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成２８年国土交通省令第５号）第８条の規定により、次のとおり告示します。

　　　広島市長　松井　一實

１　登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務

　　建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部

２　登録建築物エネルギー消費性能判定機関の建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務の開始の日

　　平成２９年４月１日